

<報道発表資料>

令和3年7月28日

個人輸入した無承認無許可医薬品による 健康被害（疑い）の発生

(同時発表：厚生労働省)

シンガポールから個人輸入した「Penisole」と称される無承認無許可医薬品を摂取した県民が鉛中毒と診断されたとの連絡が、令和3年6月29日（火）に医療機関から県保健所がありました。

当該製品を埼玉県衛生研究所で検査した結果、多量の鉛が検出されました。

この製品を服用すると健康被害が起こるおそれがあるため、服用している方は直ちに服用を中止し、健康被害が疑われる場合には速やかに医療機関で受診するとともに、最寄りの保健所にご連絡ください。

県民の皆様は、購入や服用をしないよう注意してください。

1 服用による健康被害が疑われる製品の概要

名称：Penisole（ペニソール）

形状：カプセル

服用量：医師の指示のとおり*

*製品外包に英語で記載されているもの。購入サイトには、「推奨されている服用方法は、1日2回食後に1回1カプセルを服用します。」と記載されている。

製品に表示されている医薬品成分：

- ・Withania Somnifera（和名：アシュワガンダ）
- ・Hyoscyamus niger（和名：ヒヨス）

製品から検出された鉛の量：12 mg/カプセル

任意提供された当該製品を県保健所が調査したところ、通常、医薬品として使用される成分を含有している表示があったため、国内で未承認の医薬品であることを

確認しました。

2 健康被害の状況

健康被害を申し出た県民は、令和元年の夏頃から当該製品の服用を開始し、令和3年2月に健康診断において貧血と診断されました。

その後、腹痛、手の震え、吐き気、頭痛等が始まったため医療機関を受診したところ、鉛中毒と診断されたため、当該製品の服用を中止するとともに治療を行い、現在のところ体調は回復しています。

3 検査機関等

埼玉県衛生研究所

検査結果確定日：令和3年7月12日

4 個人輸入した製品（残品）



